

- 世界的な物価高騰の中で国民生活や事業活動を守るため、4月に策定した「総合緊急対策」を迅速かつ着実に実施するとともに、物価上昇の大半を食料品とエネルギーが占めている足元の物価動向を踏まえ、これらに集中した対策を切れ目なく講じていく。
- 8月15日の総理指示を受け、今回、食料品（輸入小麦の政府売渡価格の据置き、飼料価格の高騰対策、食品ロス削減対策等）、エネルギー（ガソリン等燃料油価格の負担軽減等）、地域の実情に応じた生活者・事業者支援（地方創生臨時交付金）、低所得世帯に対する支援（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を中心に追加策を取りまとめ。
- 新たな財源措置を伴う追加策については、新型コロナ対策などとあわせて3兆円半ばのコロナ・物価予備費を措置し、迅速に実施。

1. 食料品

（1）輸入小麦の価格抑制

- 次期（10-3月期）の輸入小麦の政府売渡価格は、10月に通常どおりの改定を行った場合は約2割の上昇となる中で、**緊急措置（※）として価格を実質的に据え置き**。（※）通常6か月の価格算定期間を1年間に延長して平準化することとし、その間、次期（10-3月期）の政府売渡価格は直近（4-10月期）の価格を適用。

（2）飼料の価格高騰対策

- 総合緊急対策等により異常補填基金を665億円積み増し、配合飼料価格の上昇に対する補填金を畜産経営者に支援。この対策に加え、**予備費を措置して、コスト削減等に取り組む生産者の飼料コスト上昇分を補填し、10-12月期の実質的な飼料コストを7-9月期と同水準にする**。また、輸入粗飼料等の高騰の影響を受けている**酪農経営**について、**コスト上昇分の一部を補填**。

（3）化学肥料の価格高騰対策

- 7月29日に予備費を788億円措置し、化学肥料2割低減の取組を行う農業者の肥料コスト上昇分の7割を補填する仕組みを創設。今年の秋肥にも対応できるよう、6月に遡って支援。

（4）食品ロス削減の抜本的な強化

- 厳しい納品期限の**商慣習の見直し**や**情報開示の拡充**について、食品企業等の経営層に要請し、**食品ロス削減に向けた取組を強化**。
- それでも発生する賞味期限内食品のフードバンク等への寄付が進むよう、**官民協働でネットワークを構築**し、生活困窮者支援にも貢献。

2. エネルギー

（1）燃料油価格の激変緩和事業

- 1.9兆円の激変緩和事業によって燃料油元売りに補助金を支給し、燃料油の急激な価格上昇を抑制してきたところ、新たに**予備費を措置し**、足元の原油価格の水準を踏まえつつ、**本年末までガソリン価格等の抑制を継続**する。補助上限のあり方については、原油価格の動向を見極めながら引き続き検討する。

（2）業種別の原油価格高騰対策

- タクシー事業者へのLPガス価格高騰の負担軽減支援について、**予備費を措置し、引き続き年内実施**。
- 漁業者に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業を通じ、燃油等価格上昇に対する補填金を交付（4-6月期の補填金単価は48.39円/L）。
- 施設園芸事業者等に対して、燃油価格上昇に対する補填金について、発動基準価格比で最大170%相当までの高騰に対応。

(3) エネルギー供給の安定化

- 原子力発電所について、この冬には再稼働済み10基のうち最大9基の稼働を確保できるよう取り組む。加えて、設置変更許可済みの原発再稼働に向け、国が前面に立って対応する。
- 今冬に向けて、休止中の電源含めた電源の追加公募や稼働加速。不測の事態に備えた追加的な燃料調達を実施。あわせて事業者間のLNG融通枠組の創設、アジアLNGセキュリティ強化策を推進。
- 電力需給ひっ迫と電気料金高騰の両方に対応する枠組みとして、電力会社の節電プログラム登録にポイントを付与。

3. 地域の実情に応じた生活者・事業者支援

(1) 地方創生臨時交付金

- 「原油価格・物価高騰対応分(※)」について7月時点で約6800億円（うち原油価格・物価高騰対応の事業は約6,000億円）の申請。申請された事業について、既に7割以上が着手され、9月中には9割以上が着手見込み。 (※)地方公共団体に通知済の交付限度額は8,000億円
- 地方創生臨時交付金について、予備費を措置しつつ既存予算も活用して6000億円規模の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を新たに創設。電力・ガス・食料品等の価格高騰への対応により重点的に活用されるよう、効果的と考えられる推奨事業メニュー（物価高騰に伴う生活者支援・中小企業・医療機関等支援）を地方自治体に提示。

4. 低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等の価格高騰を踏まえた支援

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

- 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、予備費を措置し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を新たに創設し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

5. 価格転嫁対策・賃上げ支援

(1) 価格転嫁対策の強化

- 9月の価格交渉促進月間に際して、全国約1,600の業界団体に周知文書を送付するとともに、総理及び経済産業大臣のメッセージを公表。9月下旬からは下請事業者15万社に対して価格交渉や価格転嫁の状況に関するフォローアップ調査を実施（下請Gメンによるヒアリングを含む）し、その結果に基づき、親事業者の代表者に指導・助言を行うことで、トップから現場までの意識を変え、価格交渉と価格転嫁の取引慣行を根づかせていく。
- 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する約10万件の緊急調査を実施し、年内目途に取りまとめるとともに、下請法上の立入調査の対象を重点化する等、法執行を強化。さらに、事業者団体に法遵守状況の自主点検を行うよう要請し、事業者の自主的な改善につなげる。

(2) 最低賃金引上げを踏まえた事業者支援の強化

- 過去最大の最低賃金引上げ等を踏まえ、事業場内で最も低い賃金を引き上げる事業者を支援する「業務改善助成金」を拡充するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援する「事業再構築補助金（最低賃金枠）」の補助要件を緩和。